

「子どもを犯罪の被害から守る条例（素案）」について

※ 本条例(素案)については検討中であり、今後、変更する場合があります。

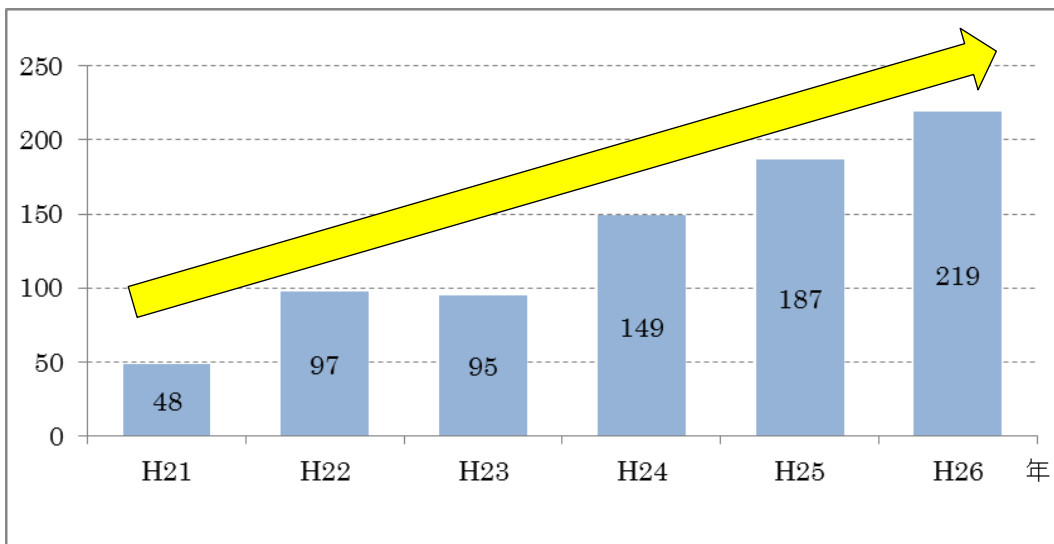
1 目的・定義

(1) 目的

子どもは、その心身が未成熟であり、犯罪の危険を回避する能力が低いとため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていくことが必要ですが、近年、子どもを狙った重大犯罪が全国的に多発しています。本県においても、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数は年々増加しており、子どもに対する迷惑防止条例違反行為や軽犯罪法違反行為の発生件数も増加傾向にあります。

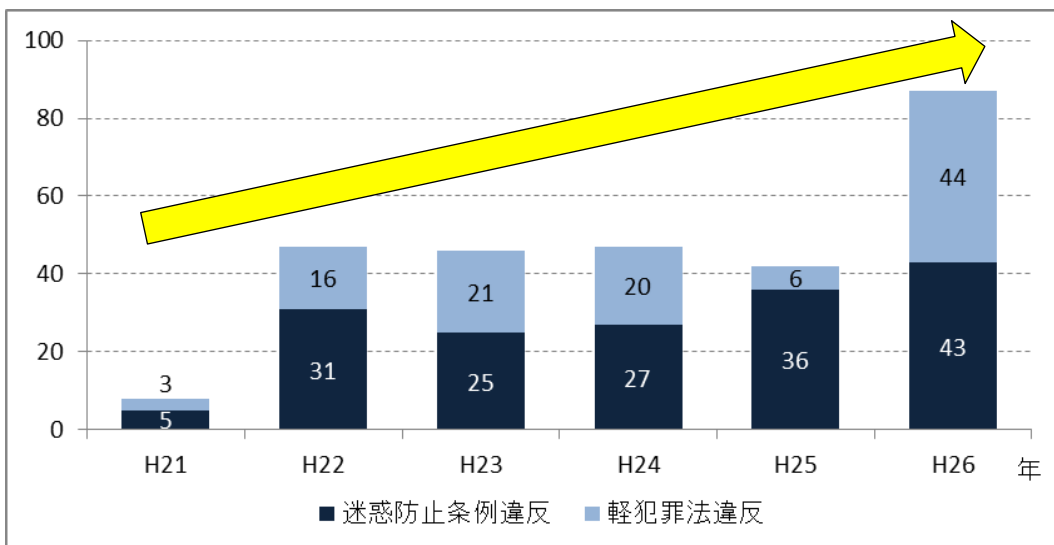
このように子どもを取り巻く治安情勢が深刻な状況にあることに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、「強姦」、「強制わいせつ」、「逮捕・監禁」、「略取・誘拐」等の子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の規制を定め、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資することを目的として、条例を制定したいと考えています。

【13歳未満の子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の相談・届出件数（宮城県）】



出典：宮城県警生活安全部資料

【13歳未満の子どもに対する迷惑防止条例違反等の発生件数（宮城県）】



出典：宮城県警生活安全部資料

(2) 定義

13歳に満たない者を「子ども」として、犯罪の被害から特に守っていくこととします。

2 県、県民、事業者の責務

(1) 県の責務

県は、県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施するものとします。

(2) 県民の責務

県民は、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 情報の提供、助言その他の必要な支援

イ 県は、県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

ロ 県は、子どもを犯罪の被害から守るために市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合には、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

3 子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止

(1) 基本的な考え方

県においては、これまで、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、県民総ぐるみでの子どもの見守り運動の展開、学校・通学路等の安全対策の推進、子どもに対する安全教育の推進など、子どもを犯罪の被害から守るための各種施策を実施してきました。

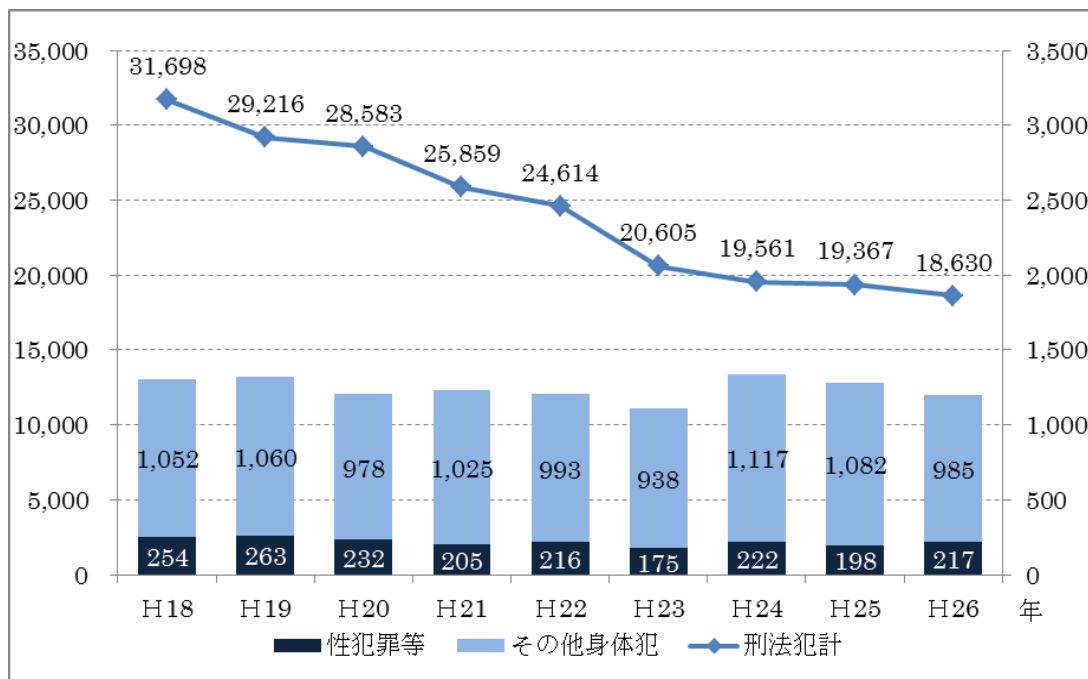
こうした取組の結果、県内における刑法犯の認知件数は、条例制定前の平成18年からの8年間で、約40パーセント減少しています。

しかしながら、暴行、傷害などの身体に対する犯罪や性犯罪等の認知件数は必ずしも減少していません。また、甘言・虚言を用いて声をかけたり、用もないのに必要以上に話しかけて引き止めたり、つきまとったりするなど、犯罪被害に繋がりがかねない行為についての警察への情報提供は、年々増加しています。平成26年には、13歳未満の子どもを対象とする事案について、219件の情報が寄せられています(実際に発生した事案については、P6の参考資料1を参照して下さい)。

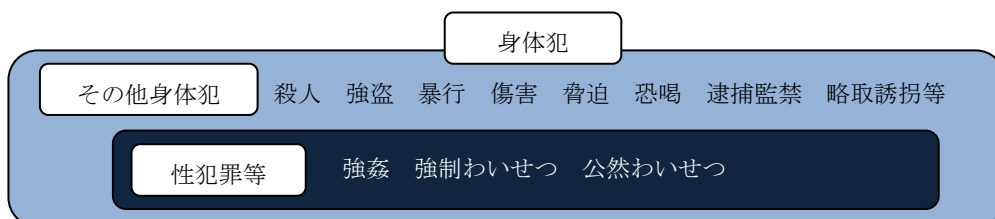
こうした行為は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれがあることから、規制対象が明確かつ必要最小限になるよう定義した上で、禁止することとしたいと考えています。

本規制は善意の声かけ行為を規制するものではなく、むしろ地域社会全体で子どもを守る活動がより一層活性化していくことを期待するものです。県としては、こうした趣旨の普及啓発に丁寧に取り組んでいくとともに、県民に対する萎縮効果がいささかも生じないように、適正な運用に努めていきたいと考えています。

【刑法犯の認知件数（宮城県）】



出典：犯罪統計書（宮城県警本部発行）



※ 他の統計資料は、P7の参考資料2を参照して下さい。

(2) 禁止行為の内容

保護監督者（保護者、学校等の職員など）が直ちに危害を排除できない状態にある13歳未満の者に対し、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いて、次の行為をしてはならないこととします。

- ① 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出そうとし、又は誘い込もうとすること
- ② 義務のない行為を行うことを要求すること
- ③ 言い掛かりをつけること
- ④ すごむこと
- ⑤ 身体、衣服、所持品等をつかむこと
- ⑥ 進路に立ちふさがること
- ⑦ つきまとうこと

禁止行為の内容

① 誘い出そうとし、又は誘い込もうとすること

〔甘言〕を用いて〔惑わし〕言動により
〔虚言〕を用いて〔欺く〕言動により
〔人目につかない場所〕～〔誘い出そうとする〕
〔人気のない場所〕～〔誘い込もうとする〕
こと

- (例1) 面白い物を持っているから、あっちの塀の後ろで一緒に見よう
(例2) お父さんが事故に遭ったから、車で迎えに行こう

② 義務のない行為を行うことを要求すること

子どもに対して、義務のない作為・不作為又は認容を余儀なくさせること

- (例1) この瓶にツバをいれて
(例2) 名前と住所を教えて

③ 言い掛かりをつけること

全く根拠のないことをあるかのように言い繕い、又は事実を針小棒大に誇張して難癖をつけること

- (例) 誰に断って遊んでいるんだ、ここは俺の公園だ

④ すごむこと

子どもを睨みつけ、又は子どもに威圧を与えること

⑤ 身体、衣服、所持品等をつかむこと

子どもの身体や身に付けている衣服、所持品等を引っ張り、又はつかむこと

⑥ 進路に立ちふさがること

自己の身体又は自動車若しくは自転車等で子どもの行く手をふさぎ、又は立ち退こうとする子どもの退路を断ち、その行動を阻害すること

⑦ つきまとうこと

しつこく子どもの行動に追従すること

4 罰則

上記の禁止行為のうち、③から⑦までの行為を行った場合、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料を科すこととします。

5 禁止行為に係る通報義務

上記の禁止行為を行ったと認められる者を発見した場合は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとします。

また、通報を受けた保護監督者は、速やかに、これを警察官に通報するよう努めるものとします。

6 適用上の注意

条例適用にあたっては、県民が、子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なうことがないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意しなければならないこととします。

子どもに不安を与える声かけやつきまといの例
(宮城県で実際に発生した事例)

参考資料 1

【犯罪に発展した事例】

事例 1

歩行中の女兒（7歳）に対して、「二丁目まで案内して。車に乗って案内して。」などと話しかけて車内に誘い込み、車で移動後に「服を脱いで」などと言い、強姦しようとしたもの。

事例 2

友人と近所の空き地で待ち合わせをしていた女兒（6歳）に対して、「あっちに虫がたくさんいるよ。」と話しかけて空き地の奥に誘い込み、わいせつ行為をしたもの。

事例 3

帰宅途中の女兒（9歳）に対して、「一人で歩くのは危ないからついていくね。」などと話しかけて追従した後、わいせつ行為をしたもの。

事例 4

帰宅中の女兒（7歳）に対して、「可愛いね」などと話しかけて追従し、女兒が自宅に入ると自らも侵入し、わいせつ行為をしたもの。

【犯罪には至らなかった事例】

事例 1

スクールバスから降車した男児（9歳）に対し、「お母さんがそこで事故ったから一緒に行こう。」と車の中から話しかけたもの。

事例 2

下校途中の男児（7歳）に対して、「おもちゃをあげるからあそこのビルに行こう。」と話しかけたもの。

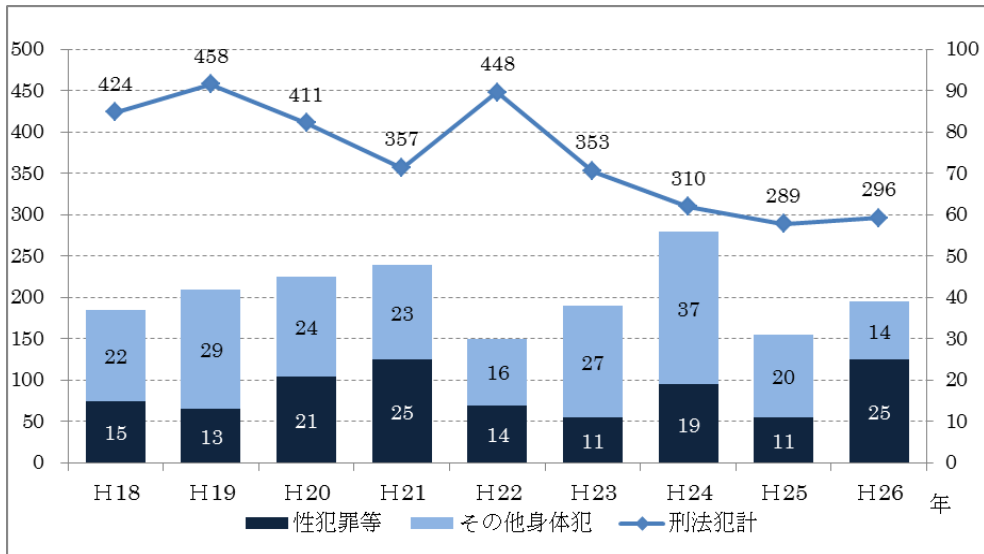
事例 3

帰宅途中の女兒（12歳）に対して、駐車車両の中から窓越しに携帯電話を向け、さらに車両を発進させて後をつけたもの。

事例 4

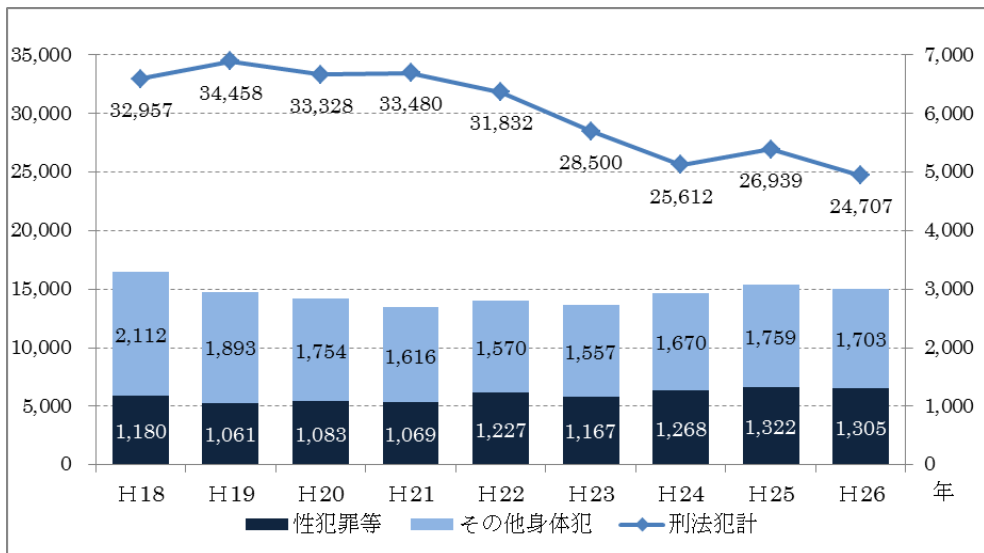
自宅前にいた女兒（12歳）に対して、「店を教えて欲しい」と地理教示を依頼し、その場を離れて歩きながら案内をはじめた女兒に、「男女のことについて話を聞きたい。」などと話しかけたもの。

【13歳未満の子どもに対する刑法犯の認知件数（宮城県）】



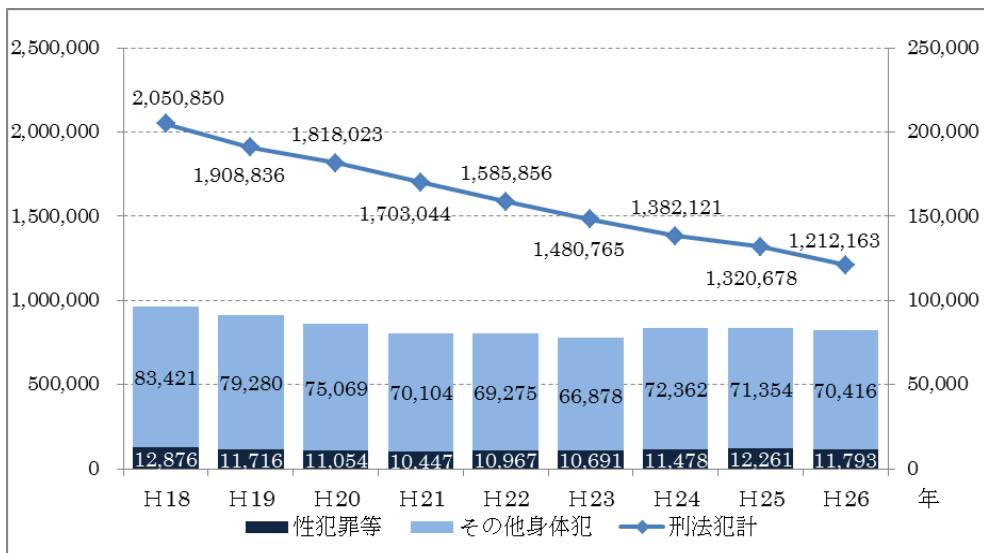
出典：犯罪統計書（宮城県警本部発行）

【13歳未満の子どもに対する刑法犯の認知件数（全国）】



出典：警察白書（警察庁発行）

【刑法犯の認知件数（全国）】



出典：警察白書（警察庁発行）